○総務省令第四十八号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）附則第十条の規定に基づき、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令を次のように定める。

令和七年五月二日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令

第一条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「新令」という。）第三十条の十四第三項（住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令附則第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する旧氏等記載者のうち、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第六条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている旧氏（新令第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び旧氏の振り仮名（同条に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）の変更の請求をする者であって、請求をしようとする旧氏の記載又は記録がされている戸籍又は除かれた戸籍に旧氏の振り仮名の記載又は記録がされていないものに係る新令第三十条の十四第三項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

旧氏の振り仮名に	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字に
旧氏の振り仮名その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
並びに	及び
こと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であること	こと
戸籍謄本等	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除く。）

2　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令附則第六条の規定により読み替えて適用する新令第三十条の十四第三項に規定する旧氏記載者のうち、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏の変更の請求及び請求をしようとする旧氏に係る旧氏の振り仮名の当該住民票への記載の請求をする者であって、当該請求をしようとする旧氏の記載又は記録がされている戸籍又は除かれた戸籍に旧氏の振り仮名の記載又は記録がされていないものに係る同項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

旧氏の振り仮名を	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を
旧氏の振り仮名その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
並びに	及び
こと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であること	こと
戸籍謄本等	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除く。）

第二条　前条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する新令第三十条の十四第三項の請求を受けた住所地市町村長（同条第一項に規定する住所地市町村長をいう。）は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る新令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

附　則

この省令は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年五月二十六日）から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第六百八十三号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百三十一号）の施行に伴い、平成十九年農林水産省告示第三百九十九号（租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の二の二第一項の規定により租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十七条を読み替えて適用する場合における同令第四十二条の四第一項を含む。）の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 一～三　（略） 四　前三号に該当しない者にあっては、経営規模の拡大を行おうとする者（地域の農業の担い手になる見込みがあると認められる者に限る。）として、次に掲げる要件の全てを満たしていること。 イ　（略） ロ　次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。 (一)　個人　現に農業に従事している農業経営の経営主、農業後継者又は新規就農希望者（租税特別措置法施行令第四	租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の二の二第一項の規定により租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十七条を読み替えて適用する場合における同令第四十二条の四第一項を含む。）の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 一～三　（略） 四　前三号に該当しない者にあっては、経営規模の拡大を行おうとする者（地域の農業の担い手になる見込みがあると認められる者に限る。）として、次に掲げる要件の全てを満たしていること。 イ　（略） ロ　次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。 (一)　個人　現に農業に従事している農業経営の経営主、農業後継者又は新規就農希望者（租税特別措置法施行令第四